

男女共同参画コラム(男女共同参画推進ネットワーク) 大きくなったら何になりたい？

将来の夢といえば、昔は男の子は博士・大臣に、女の子はお嫁さんになりたいが一般的でした。最近の一番人気は、男の子はサッカー選手、女の子は食べ物屋さんようです。時代背景に応じて、人気の職業は変わります。未来は男女の職業区別なく、平等な社会になっていると思います。

子どもにはいろいろな夢があり、無限の可能性があります。未来の子どもたちは、大きくなったら何になりたいでしょう？ ワクワクしますね。
○このコラムに関する意見・感想は、下記までメールをお寄せください。

✉kyoudou@city.moriya.ibaraki.jp



日本年金機構からのお知らせ

平成26年中の社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が発行されます！

～年末調整・確定申告まで大切に保管してください～

●問合先 土浦年金事務所 ☎029-824-7121
日本年金機構 HP <http://www.nenkin.go.jp/>

納めた国民年金保険料は、所得税および住民税の社会保険料控除の対象となります。

年末調整や確定申告をする場合には、毎年1月1日から12月31日までの間に納付(納付見込みを含む)した国民年金保険料の額を証明する控除証明書または領収証の添付が義務付けられています。

このため、平成26年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付した方に「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が11月上旬に日本年金機構から送付されます。また、10月1日から12月31日までの間に今年初めて国民年金保険料を納付した方には、翌年の2月上旬に送付されます。

家族の国民年金保険料を納付した場合も、社会保険料控除の申告に加えることができますので、家族宛てに送られた控除証明書または領収証を添付して申告してください。

●控除証明書の再交付などの問合先

- ・控除証明専用ダイヤル ☎0570-058-555
- ・050から始まる番号 ☎03-6700-1144

●年金受給者の皆さんへ

「扶養親族等申告書」は期限までに提出しましょう！

老齢年金は、所得税および復興特別所得税の課税対象です(障害年金や遺族年金は課税されません)。

課税対象となる受給者の方には、毎年11月上旬までに日本年金機構から「扶養親族等申告書」のはがきを送付されますので、提出期限までに必ず提出してください。この申告により、翌年中に受けられる年金にかかる所得税の源泉徴収税額が決まります。提出を忘れると、各種控除が受けられず、所得税の源泉徴収税額が多くなる場合がありますのでご注意ください。なお、年金以外に収入がある方は確定申告が必要です。

「扶養親族等申告書」が送付される方

年齢	金額
65歳未満の方	年金額が108万円以上
65歳以上の方	年金額が158万円以上

*源泉徴収の対象とならない方には、はがきは送付されません。

●問合先 ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165
IP電話・PHS等 ☎03-6700-1165

市のごみ排出量・資源物回収量 9月

※()は前月比 ※9月25日現在人口 64,777人
※排出量とは常総環境センターへ搬入されたごみ量を示す

種類	排出量・回収量	昨年同月	1人1日 当たり
ごみ	可燃 (+104.89 t)	1226.57 t	631 g (+72 g)
	不燃 (+44.80 t)	206.32 t	106 g (+25 g)
	粗大 (▲3.96 t)	28.42 t	15 g (▲1 g)
資源物	新聞 (▲2.55 t)	4.92 t	3 g (▲1 g)
	雑誌 (▲15.65 t)	41.65 t	21 g (▲8 g)
	ダンボール (▲9.40 t)	30.03 t	15 g (▲5 g)
	古着・布類 (▲0.79 t)	10.80 t	6 g (±0 g)
	缶 (▲3.54 t)	10.96 t	6 g (▲1 g)
	ビン (▲7.76 t)	33.29 t	17 g (▲3 g)
	ペットボトル (+0.77 t)	10.83 t	6 g (+1 g)
	プラ容器 (▲0.26 t)	27.01 t	14 g (±0 g)

可燃ごみと不燃ごみが大きく増加しています。引き続き、ごみの減量にご協力をお願いします。